

## 第3回人口動態調査事務システム標準化検討会資料

2023年7月13日

## 背景と目的

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとされたことを受け、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)が定められたところ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)において「市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年(2022年)夏までに行う。」とされ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)により、戸籍に関する事務が標準化対象事務とされた。

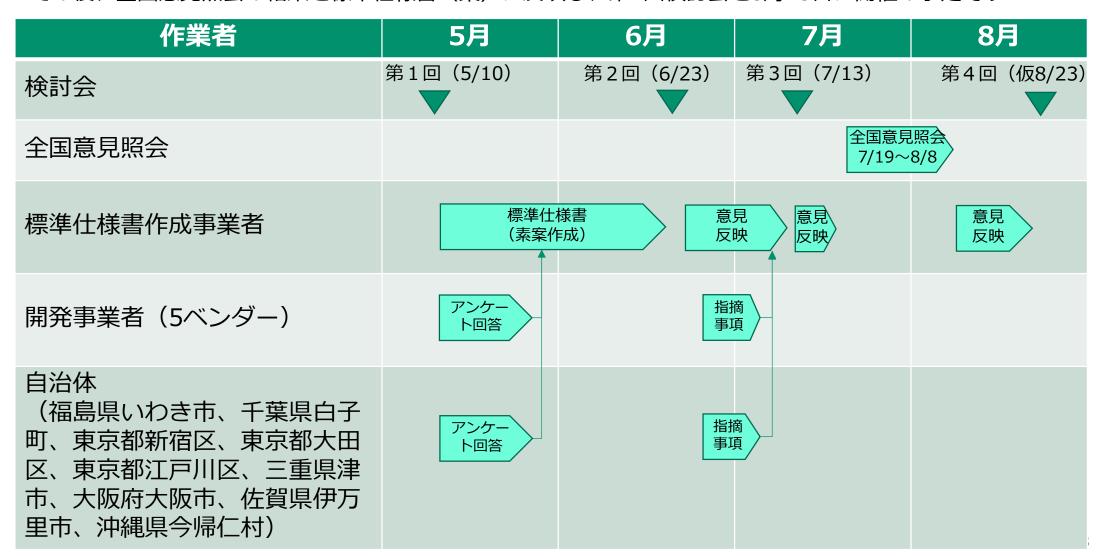
また、人口動態調査令(昭和21年9月30日勅令第447号)に基づき実施している人口動態調査における、市区町村で調査票を作成するためのシステムである人口動態調査事務システムについても、実態として多くの市区町村において、戸籍情報システムとパッケージシステムとして開発され、導入されてきている。このため、戸籍情報システムとパッケージシステムとして運用することが可能となるよう、令和5年3月29日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)の一部改正により、人口動態調査事務についても標準化対象事務とされた。

上記の背景を踏まえ、人口動態調査事務に係るシステムや業務プロセスの標準化に関する議論を 進め、標準化法のもとに示された政府方針等との整合性を踏まえ、同法に基づく標準仕様書を作成 することを目的とする。

### 標準仕様書作成スケジュール

第3回検討会での指摘事項を標準仕様書(案)に反映した後に、7月19日~8月8日の3週間で全国意見照会を 予定しています。

その後、全国意見照会の結果を標準仕様書(案)に反映し、第4回検討会を8月23日に開催の予定です



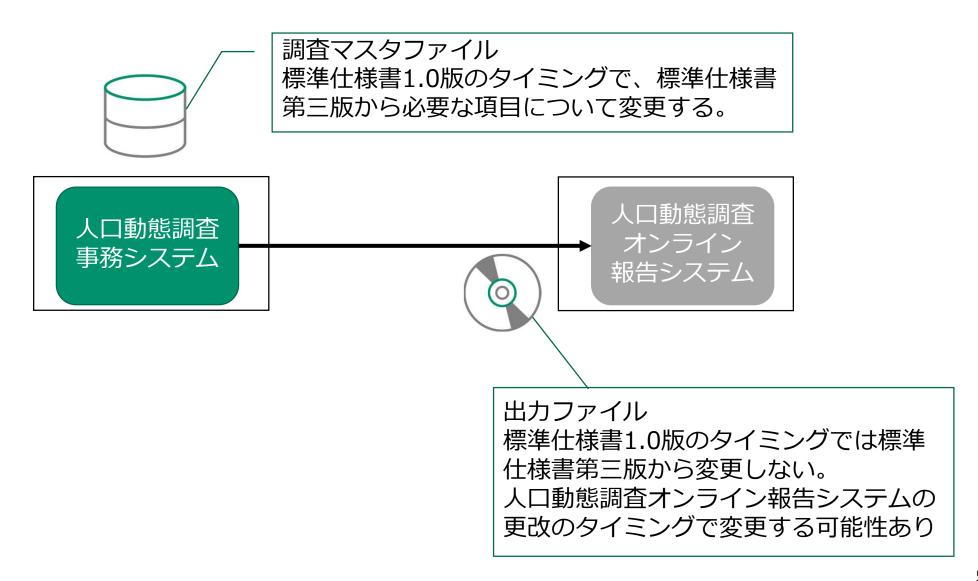
## 標準仕様書 (素案) 作成の方針-1

① 標準仕様書(素案)の記載内容は、標準化の標準仕様書及び、厚生労働省の国民年金や生活保護など他の標準化業務の記載項目に準拠し、以下の構成としています。

51 <b>料</b> 1百 <b>日</b>	司#山穴	インフ	゚ット情報	
記載項目	記載内容	既存資料	アンケート	
第1章 本仕様書について	標準仕様書の前提について記載する。			
第2章 業務フロー	業務フローの記載方針について記載する。			
第3章 機能・帳票要件	機能要件、帳票要件の記載方針について記載する。			
第4章 データ要件・連携要件	データ要件、連携要件の記載方針について記載する。			
第5章 非機能要件	非機能要件について記載する。			
第6章用語	用語集について記載する。			
(別紙1)業務フロー	業務フローの詳細について記載する。	人口動態調査必携	自治体アンケート	
(別紙2-1)機能・帳票要件	機能要件、帳票要件について記載する。			
(別紙2-2)管理項目	管理項目の一覧について記載する。	人口動態調査事務シス テム標準仕様書 第三	明交声光ネットとし	
(別紙3)帳票詳細要件	別紙3) 帳票詳細要件 帳票詳細要件について記載する。		開発事業者アンケート	
(別紙4)帳票レイアウト	帳票レイアウトについて記載する。			
(別添)標準仕様書第三版	標準仕様書1.0版が公表された以降は、人口動態調査 する。	事務システム標準仕様書第	- 三版の改版は行わないものと	

### 標準仕様書(素案)作成の方針-2

② データ管理項目について、調査マスタファイルについては、必要に応じて標準仕様書第三版から変更しますが、 人口動態調査オンライン報告システムへの出力ファイルについては、標準仕様書第三版から変更しません。



## 標準仕様書 (素案) 作成の方針-3

第2回人口動態調査事務システム標準化検討会以降に標準仕様書を追加・修正した場合には、人口動態調査事務事務システム標準仕様書修正履歴に追加・修正内容を記載しています。

### 人口動態調査事務システム標準仕様書修正履歴(参考資料、一部抜粋)

人口動態調査事務システム標準仕様書修正履歴

NO.	区分	修正箇所	修正内容	修正日	修正者
	別紙2-1	「出生票単体チェック機	・コードテーブルの記述削除	2023/6/29	FBSS
1		能-出生日時」要件の考え	・メッセージコード「M90019」→「M90029」に修		
		方・理由、備考	正		
	別紙2-1	・「出生票単体チェック	「2 死亡票」→「2 死産票」に修正	2023/6/29	FBSS
		機能-他の子の事件簿番			
2		号・種別」機能要件			
		・「死産票単体チェック			
		機能-他の子の事件簿番			
		号・種別」機能要件			
	別紙2-1	「出生票単体チェック機	チェックコード「K30261」→「K30281」に修正	2023/6/29	FBSS
3		能-出生場所種別」要件の			
		考え方・理由			
	別紙2-1	「出生票単体チェック機	「3 不詳」削除	2023/6/29	FBSS
4		能-単胎・多胎の別」機能			
		要件			
	別紙2-1	「死産票関連チェック機	メッセージ内容「この出生児も含めて」→「この死産」	2023/6/29	FBSS
5		能-この母の出産した子の			
		数」備考			
	別紙2-1	「婚姻票関連チェック機	・チェックコード「L30134」→「L30144」に修正	2023/6/29	FBSS
		能-婚姻解消時の夫婦の年	・メッセージコード「M00269」→「M00094」に修		
6		齢(2022年4月1日以	正		
		降)」要件の考え方・理			
		由、備考			

## 標準仕様書第三版からの移行方針

標準仕様書第三版からの移行方針は、以下のとおりです。

	標準仕様書 第三版	標	準仕様書
項番	記載項目	記載資料	備考
1-1	標準仕様書の適用	-	
1-2	システムの概念	-	
2-1	凡例	-	
2-2	戸籍情報システムとのインタフェイス	(別紙2-1)機能・帳票要件	
2-3	ファイル仕様	(別紙2-2)管理項目	データ要件、連携要件に記載
2-4	出力ファイル仕様	(別紙2-2)管理項目	データ要件、連携要件に記載
2-5	業務概要	(別紙2-1)機能・帳票要件	
2-6-1	会話体系	(別紙2-1)機能・帳票要件	
2-6-2	画面仕様	(別紙2-1)機能・帳票要件	画面レイアウトは記載しない
2-6-3	帳票仕様	(別紙4)帳票レイアウト	
2-6-4	出力情報利用要領	(別紙3)帳票詳細要件	
3-1	制御機能一覧	(別紙2-1)機能・帳票要件	
3-2	処理体系	(別紙2-1)機能・帳票要件	
3-3	プログラム仕様	(別紙2-1)機能・帳票要件	
3-4	チェック仕様	(別紙2-1)機能・帳票要件	
3-5	調査票出力仕様	-	
4-1	コードテーブル	-	データ要件に記載
4-2	画面メッセージ	(別紙2-1)機能・帳票要件	

## 標準仕様書第三版からの移行方針(例)

- 1. 標準仕様書第三版の内容を、可能限り標準仕様書(素案)に引き継ぎます。
- ① (別紙2-1)機能・帳票要件においては、標準仕様書第三版との繋がりが分かるように、標準仕様書第三版の掲載箇所を要件の考え方・理由に記載しています。
- ② 地方公共団体情報システム標準化基本方針の標準仕様書にあわせて、メッセージの内容を定義しない方針です。

ただし、標準仕様書第三版に既に定義されているメッセージについては、備考欄に参考として記述します。

### (別紙2-1)機能・帳票要件の例

		and the same of th	要件の考え方・理由	望 備考 ☑
2 調査票 2.1 調査票 2.1.9.2 出生 出生日時 票単体チェック機能	「出生日時」の年号の入力値が以下の範囲であることを確認できること。  -1 昭和 -2 平成 -3 令和  ※1 選択可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 ※2 出生年月日が大正以前である場合、メッセージを表示すること。		標準仕様書第三版 「3-4チェック仕様」K30091 「4-1コードテーブル」D20039 「4-2画面メッセージ」M90019、M00011	「(参考)この数字は選択することができません。コード表で確認して正しい数字を入力してください。(M90019)」「(参考)出生年月日が大正以前です。修正するか、誤りでなければ備考欄に項目番号を記載してください。(M00011)」

「出生日時」の年号の入力値について以下の範囲であることを確認できること。  ・1 昭和 ・2 平成 ・3 令和	実装必須機能	標準仕様書第三版 「3-4チェック仕様」K30091 「4-1コードテーブル」D20039 「4-2画面メッセージ」M90019、M00011		「(参考)この数字は選択することができません。コード表で確認して正しい数字を入力してください。(M90019)」「(参考)出生年月日が大正以前です。修正するか、誤りでなければ備考欄に項目番号を記載してください。(M00011)」
※1 選択可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 ※2 出生年月日が大正以前である場合、メッセージを表示すること。			•	2

## 標準仕様書(案)の検討内容

- 1. 標準仕様書間の横並び調整方針(令和5年6月16日改定)に従い、標準仕様書(案)に追加・修正が必要な内容を反映する。
- 2. 第2回検討会及び、第2回検討会以降に指摘事項管理表等による照会において、標準仕様書 (案)に追加・修正が必要な内容を反映する。

No.	調整方針	標準仕様書案
1	2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること 標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFit & Gap分析を効率的に行うために、エクセル形式にしてほしい等の要望が多いため、(1)標準仕様書機能要件の改定ルールについて及び(2)令和5年3月末までに公開した標準仕様書機能要件の取扱いについてを遵守することとし、別添1「標準仕様書機能要件様式例」を用いること。	能・帳票要件を作成する。 ・ 機能IDは、業務ID+連番4桁とする。 (人口動態調査事務の業務ID:038) ・ 実装類型は、自治体規模毎とする。 (都道府県、指定都市、中核市、一般市区町村) ・ 適合基準日を明示する。

## App)別紙2-1機能要件・帳票要件

#### 人口動態調査事務システム

機能・帳票要件【釒	第1.0版】	_	⊚…	自治体規模ご 実装必須機能 ョン機能、×・・・	能、〇…村	票準オプ				
	改定種別 (直前の版からす 定した項目の種 別)	機能要件	都道県	府指定都市	中核市 ☑	一般市 区町村 ☑	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	✓	適合基準日
00共通       00 共通       0.1 他シ       ステム連情報システ 携	ステムとの連	国書  「調査票(出生、死亡、婚姻、離婚票)作成時、届書の処分決定または決裁時に戸情報システムから届書情報を取得できること。  ※1 共通基盤等との連携を含む。  ※2 データの参照、取り込みは問わず、人口動態調査事務システムで利用できる。。  ※3 連携頻度は随時。  ※4 死産票はレコード上、一切戸籍情報システムとインタフェイスを持たない。  ※5 戸籍情報システムから引き渡されるレコードのフォーマットが変更になる場合。  ※6 国籍の名称と国籍コードのマスタを突合し、国籍のコードを設定すること。			<b>◎</b>	· 连	籍情報システムとの連携要件を定めてい。自治体の運用やペンダーシステムの形態より様々な運用形態があるため、標準とし必要と想定される要件を※で追記している。 具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別携仕様」として定めている。 4、※5は標準仕様書第三版「2-2戸籍情報ステムとのインタフェイス」より引用。		f	令和8年4月1日
00 共通 0.1 他シ 0.1.2.火葬ステム連 等許可事携 務システムとの連携	火葬等許可 事務システ ムとの連携	2 大葬等許可事務システムに、死産票情報を提供できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む。 ※2 連携頻度は随時。			0	& 0 型 L	葬等許可事務システムとの連携要件を定ている。自治体の運用やベンダーシステム 形態により様々な運用形態があるため、標として必要と想定される要件を※で追記してる。 具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別携仕様」として定めている。		ŕ	令和8年4月1日
00 共通 0.1 他シ ステム連 携		- ムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。 ※1 戸籍情報システムとのワンパッケージの場合は、戸籍情報システムで仕様すて字体系に準ずる。 ※2 戸籍情報システムとのワンパッケージ又は単独システムに関わらず、オンランステムへの連携時の文字体系はJIS第一水準、第二水準の範囲内とする。	る・ハン		©	į.	基幹業務システム標準仕様書の統一基準よる。		ŕ	令和8年4月1日
00 共通 0.1 他シ 0.1.4.エラー ステム連 処理 携	エラー処理	4 連携用のデータの取込時にエラーが発生した場合、エラー内容を確認できること また、エラー対応後、取込の再処理ができること。			0	0			ŕ	令和8年4月1日
00 共通 0.2 マス 0.1.5.コード 夕管理機 管理 能	コード管理 03800	5 : 一ドマスタを管理(登録、修正、削除、照会)できること。			©	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	人口動態調査事務システム共通で管理する スタについての記載であり、調査票、事件 、送付票、受理証明書で管理するマスタに いてはそれぞれの要件に記載している。 具体的なコード内容はデジタル庁がデータ要 (コード一覧)として定める。		ŕ	令和8年4月1日
00 共通 0.2 マス 0.1.6.コード 夕管理機 管理 能	コード管理 7 03800	6 V等による取込及びデータ入力により、一括でマスタのメンテナンスができるこ	Ł.		0	O #	員の利便性向上、正確性向上による。		4	令和8年4月1日

No.	調整方針	標準仕様書案
2	4. 庁内データ連携に関すること 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、 連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する連携機能の 「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID: 0380001 (旧機能ID:1.1.1.) (実装必須機能) 調査票(出生、死亡、婚姻、離婚票)作成時、届書の処分決 定または決裁時に戸籍情報システムから届書情報を受信できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込みは問わず、人口動態調査事務システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時。 ※4 死産票はレコード上、一切戸籍情報システムとインタフェイスを持たない。 ※5 戸籍情報システムから引き渡されるレコードのフォーマットが変更になる場合は必要な措置を講じること。 ※6 国籍の名称と国籍コードのマスタを突合し、国籍のコードを設定すること。 機能ID: 0380002 (旧機能ID:1.1.2.) (実装必須機能) 火葬等許可事務システムに、死産票情報を提供できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む。 ※2 連携頻度は随時。

No.	調整方針	標準仕様書案
3	8. 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、最低限、次のとおり規定する。	本編 P26 表3-7、表3-8  (別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID:0380049 (旧機能ID:1.7.1.) (実装必須機能) システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。 機能ID:0380050 (旧機能ID:1.7.1.) (実装必須機能) アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。アクセス権限の行与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。

No.	調整方針	標準仕様書案
3	8. 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、最低限、次のとおり規定する。	機能ID:0380051 (旧機能ID:1.7.1.) (実装必須機能) 他の職員が調査票の作成を行っている間は、同一調査票の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。 (別紙2-1)機能・帳票要件機能ID:0380053 (標準オプション機能) 組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。操作権限一覧表で操作権限が設定できること。シングルサインオンが使用できること。

## App) 本編((8) 操作権限管理)

### (8) 操作権限管理について

操作権限管理は地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、デジタル庁が整理した要件を基本とする。加えて、人口動態調査事務システムに必要とされたものは固有の要件として追加する必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。

#### 表 3-7 操作権限管理(実装必須機能)

#### 実装必須機能

システムの利用者及び管理者に対して、個人単位で ID 及び パスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。

職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。

操作者 ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による 初期化ができること。

アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。

アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。

アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に 準備ができること。

また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。

他の職員が調査票の作成を行っている間は、同一調査票の情報について閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。

なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。

ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すこと。

複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。

<人口動態調査事務システム固有の要件> 特になし。

#### 表3-8 操作権限管理(標準オプション機能)

#### 標準オプション機能

組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。

操作権限一覧表で操作権限が設定できること。

シングル・サイン・オンが使用できること。

<人口動態調査事務システム固有の要件> 特になし。

No.	調整方針	標準仕様書案
4	9. EUCに関すること EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。)、標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。	(実装必須機能) EUC機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様

No	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1	論点7の民法改正について、再婚禁止期間の審査が無くなるのであれば、離別・死別の年月日を戸籍情報システムからの連携は不要と考えるが如何か。	【回答】 これまで通り連携データとして整理する。 【方針】 ・ 死別、離別の年月は、人口動態 調査オンライン報告システムに 受け渡す項目となってる。 ・ 統計上、「人口動態調査結果」 で利用しており必要なデータをある。 ・ 戸籍情報システムからの連携 でついて、省庁間を跨ぐたる。 また、今回が良いタイミングである。 また、将来、利用する可能性も 踏まえ、年月日までを連携する。	変更なし。

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
2	ちらと考えているか。 論点8の死産届の受理証明書の様式 については、事務局にて取りまとめ るとのことでしたが、死産届出にお いて、胎児の名前が必須でない場合	死産届の受理証明書の事件本人については、母の胎児とする。 【方針】 認知された胎児の死産届については、 戸籍法第65条に規定があるが、受付	
3	死産届の受理証明書の事件本人欄について、現行システムではベンダー間で仕様が異なっている。事件本人欄が「戸籍 花子」と「戸籍 花子の胎児」の2通りのうち、本市としては「戸籍 花子の胎児」という胎児を事件本人とする仕様が適切と考える。胎児認知届や火葬許可証でも胎児が事件本人であり、胎児認知届が出された後に死産した場合の死産届(戸籍法上の届出)の事件本人は制児である。以上の理由により、他の手続との整合性からも胎児を事件本人とすべきと考える。	No.2と同様	No.2と同様

# App) 別紙3 帳票詳細要件(受理証明書)

#### 帳票詳細要件(5. 受理証明書)

業務	5. 受理証明書	帳票名称		5.1. 受理証明書(死産)	
連番	システム印字項目	実装項目		印字編集条件など	
建田	マハテム門 子供日	必須 オプション	不可	門・「畑米木川など	
1	タイトル			"受理証明書"	
2	届出年月日	•		和曆表記(年月日)	
3	届出人の戸籍(国籍)	•		届出人の本籍(外国人の場合は国籍)を印字。	
4	届出人の氏名	•		氏+全角スペース+名	
5	事件本人の戸籍(国籍)	•		事件本人の本籍(月国人の場合は国籍)を印字。	
6	事件本人の氏名	•		氏+全角スペース+名+"の胎児"(母の胎児)	
7	届出事項の要旨	•		日山東西に関する重正され中で	
	届出受理年月日	•		和曆表記(年月日)	
9	固定文言1	•		"上記届出は、"+届出受理年月日+"受理したことを証明する。"	
10	証明書発行年月日	•		和曆表記(年月日)	
11	市区町村名	•		市区町村名+"長"	
12	市区町村長名			氏+全角スペース+名	
13	公印			公印イメージ	

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
4	論点6の調査票の枠とデータの印刷について、人口動態調査事務システム以外のワープロソフトで実現することは構わないか。 弊社としては、標準オプション機能となることを希望する。	【回答】 第2回検討会で提示したとおり、 実装必須機能として整理する。 【方針】 自治体職員の作業負担を考慮し、 実装必須機能として実装する。	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID:0380275(旧機能ID:2.4.4) (実装必須機能) 調査票の紙媒体出力ができること。 ※1 一括出力(前回出力以降に作成された調査票を出力)と個票出力(指定した事件簿番号の調査票を出力)の両方が可能。 ※2 該当するレコードが存在する限り出力すること。 ※3 紙媒体での出力の場合、外字も印字されるため、外字出現情報一覧の出力は不要。 ※4 調査票の枠の印刷とデータの印字ができること、また、手書き用に、枠のみの印刷ができること。 ※5 備考欄の印字文字数が、60文字を超える場合は、61文字以降を備考欄別紙に印字すること。

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
5	「調でない。 「調である。 「調である。 「調である。 「調である。 「では、して、では、して、ののでは、して、ののでは、して、ののでは、して、ののでは、して、ののでは、ののでは、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	第2回検討会で提示したとおり、 実装必須機能として整理する。 【方針】 ・ データを印字する場合には、枠 も印刷する機能として実装する。 (実装必須機能) ・ 実装方法は任意。	No. 4 と同様

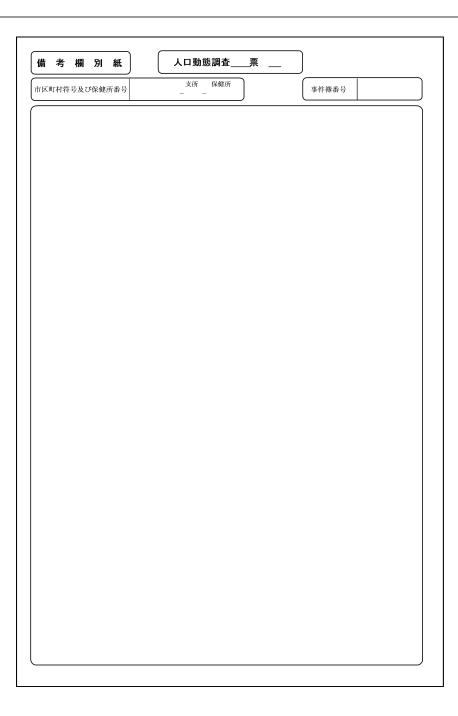
No.	照会内容	方針	標準仕様書案
6	「13. 備考別のでは、	【回答】調査票の備考欄の文字数を超える場合に備え、備考欄別紙の機能を実装する。 【方針】 備考欄に指定文字数までを印字し、指定文字数を超える場合には別紙に印字する機能を実装する。	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID:0380275 (旧機能ID:2.4.4) (実装必須機能) 調査票の紙媒体出力ができること。 ※1 一括出力(前回出力以降に作成された調査票を出力)と個票出力(指定した事件簿番号の調査票を出力)の両方が可能。 ※2 該当するレコードが存在する限り出力すること。 ※3 紙媒体での出力の場合、外字も印字されるため、外字出現情報一覧の出力は不要。 ※4 調査票の枠の印刷とデータの印字ができること、また、手書き用に、枠のみの印刷ができること。 ※5 備考欄の印字文字数が、60文字を超える場合は、61文字以降を備考欄別紙に印字すること。 (別紙3)帳票詳細要件 1.6.備考欄別紙

# App) 別紙3帳票詳細要件(備考欄別紙)

#### 帳票詳細要件(1.調査票)

業務	1. 調査票		帳票名称		1.6. 備考欄別紙
連番	連番システム印字項目		実装項目		印字編集条件など
() ()	ンハノム中于東口 L	必須	オプション	不可	門丁欄朱木戸なる
1	調査票名	•			調査票名を印字
2	市区町村符号及び保健所符号	•			市区町村・保健所符号を印字。
3	事件簿番号				1月1日~12月31日の1年間における各届書毎の一連番号
4	備考欄	•			

# App) 別紙4帳票レイアウト(備考欄別紙)



No.	照会内容	方針	標準仕様書案
7		【回答】 病院情報は、病院名と医師名で実 装形態を変えて実装する。 【方針】 ・ 「病院情報(病院名)」は、実 装必須機能とする。 ・ 「病院情報(医師名)」は、標 準オプション機能とする。	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID:0380020 (旧機能ID:1.2.15.) (実装必須機能) 病院情報 (病院名) についてマスタで管理できる こと。 機能ID:0380021 (旧機能ID:1.2.15.) (標準オプション機能) 病院情報 (医師名) についてマスタで管理できる こと。

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
8	本市は政令指名であると、 下る区長は、 を表行では、 を表行のでは、 を表行のでは、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 を主に、 をに、 をに、 をに、 をに、 をに、 をに、 をに、 を	【方針】	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID:0380274 (旧機能ID:2.4.3) (標準オプション機能) 任意のタイミングで媒体への出力内容を画面上で確認できること。 ※1 媒体内容を印刷することは可能。 (別紙3) 6.1.媒体出力内容 (別紙4) 1.12.媒体出力内容

## App) 別紙3帳票詳細要件(媒体出力内容)

#### 帳票詳細要件(6. 媒体出力内容)

業務	6. 媒体出力内容	帳票名称			6. 1. 媒体出力内容
連番システム印字項目		実装項目			印字編集条件など
上	クステム印子項目	必須	オプション	不可	日子禰朱木竹なて 
1	タイトル	•			プ受理証明書"
2	出力年月日	•			和曆表記(年月日)
3	調査票種別	•			<b>"</b> 出生票"、"死亡票"、"死産票"、"婚姻票"、"離婚票"印字。
4	事件簿番号	•			媒体に格納されている調査票の事件簿番号を印字。
5	受付年月日	•			和曆表記(年月日)
6	届出事件本人氏名	•			氏+全角スペース+名、死産票の場合は、氏+全角スペース+名+"の胎児"(母の胎児)。
7	事件発生日又は生年月日	•			和曆表記(年月日)
8	備考				特別に記載の必要がある事柄を記入。

# App) 別紙4帳票レイアウト(媒体出力内容)

出生票 死亡票	~ ~	婚姻票 死産票	媒体出 ~ <sub>離婚票</sub> ~	力 内 容~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	年 <u>月</u> 印刷
調査票 種別	事件簿 番号	受付年月日	届出事件本人氏名	事件発生日又は生年月日	備考

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
9	氏名の編集条件などへの記載事項 に「苗字+全角スペース+名前」 との記載があるが、戸籍の記載事 項には「苗字」「名前」という項 目は存在しない。「氏+全角ス ペース+名」に修正すべきと考え る。	【回答】 標準仕様書の記載内容を変更する。 【方針】 「氏+全角スペース+名」とする。	本編P33 表3-12 システム印字項目の編集方法
10		【回答】 標準仕様書の記載内容を変更する。 【方針】 「氏+全角スペース+名」とする。	1.2.人口動態調査死亡票

## App)本編 2帳票詳細要件

④ システム印字項目の編集方法は、次のとおりである。なお、項目固有に編集方法を定義する場合は、帳票詳細要件の「印字編集条件など」で示す。

表3-12 システム印字項目の編集方法

システム印字 項目の種類	編集条件などへの 記載事項	表記の例	補足
日付	和暦表記	<和暦表記>	原則和暦表記とする。ただし、外国人
	/西暦表記	令和3年4月1日	の生年月日は西暦表記とする。帳票要件
		<西暦表記>	で定義する一覧帳票等で用途に応じて短
		2021年4月1日	縮表記とする。
			和暦表記時は「(元号)1 年」ではなく
			「(元号)元年」とする。
			また、例えば"から","まで"等の日
			付以外の関連する文字は、帳票レイアウ
			ト側での埋め込み(プログラムから印字
			しないこと)として編集条件等には未記しました。
   時間	りから 11 の合併粉学		載としている。
	0から11の全角数字		0から11の全角数字
住所	住所		
I tric (II I tricemater		▽番	
本籍/非本籍選択	選択された選択肢		選択された選択肢の上に○を印字するこ
	のトに○を印字		ととした。
氏名	氏+全角スペース	山田 太郎	
	+名		

# App) 別紙3帳票詳細要件(婚姻票)

#### 帳票詳細要件(1.調査票)

業務	1. 調査票	帳票名称	1.4.人口動態調査婚姻票
連番	システム印字項目	実装項目	印字編集条件など
1	市区町村受付年月日	必須 オプション 不可	和曆表記(年月日)
	市区町村符号及び保健所符号		市区町村・保健所符号を印字。
	事件簿番号		1月1日~12月31日の1年間における各届書毎の一連番号
	市区町村受付月	•	1/11 18/1014 ST   Miledon / Orlyng Park / Cm /
	夫の氏名	•	氏+全角スペース+名
6	夫の生年月	•	机磨龙部(压耳)
	妻の氏名	•	氏+全角スペース+名
8	妻の生年月		<u>和</u> 僧衣記(年月)
9	夫の住所	•	「届出地と同じ市区町村」、「届出地以外の市区町村」、「外国」のうち該当する欄に「/」を印字。 住所が外国の場合は「都道府県」欄等の区切りを無視してもよい。また、国名、 州名又は都市名のみでよい。
10	都道府県名		
	市、郡、特別区名		
12	町、村、指定都市の区又は総合区名	•	
13	夫の国籍	•	「日本」、「韓国朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「米国」、 「英国」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他の国」、「不詳」のうち該当 する欄に「/」を印字。
14	妻の国籍	•	「日本」、「韓国朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「米国」、 「英国」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他の国」、「不詳」のうち該当 する欄に「/」を印字。
15	婚姻後の夫婦の氏	•	「夫の氏」、「妻の氏」のうち該当する欄に「/」を印字。
16	同居を始めたとき	•	和曆表記(年月)
17	夫の初婚・再婚の別	•	「初婚」、「再婚(死別)」、「再婚(離別)」のうち該当する欄に「/」を印字。 再婚の場合、死別又は離別した年月を和暦表記(年月)で印字。
18	妻の初婚・再婚の別	•	「初婚」、「再婚(死別)」、「再婚(離別)」のうち該当する欄に「/」を印字。 再婚の場合、死別又は離別した年月を和暦表記(年月)で印字。
19	同居を始める前の夫の世帯の主な仕事	•	「農家」、「自営」、「勤 I 」、「勤 II 」、「その他」、「無職」のうち該当する欄に「/」を印字。 「農家」、「自営」、「勤 I 」、「勤 II 」、「その他」、「無職」のうち該当
20	同居を始める前の妻の世帯の主な仕事	•	「農家」、「自営」、「勤 I 」、「勤 II 」、「その他」、「無職」のうち該当 する欄に「/」を印字。
	同居を始める前の夫の職業	•	
	同居を始める前の妻の職業	•	
	確認欄	•	確認を要する項目がある場合、該当する項目番号を印字。
24	備考欄		

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
11	「帳票に印字する文字フォントは、 帳票詳細要件又は帳票レイアウト に個別に定める場合を除き 「IPAmj明朝」とする。」とある が、デジタル庁方針が「文字情報 基盤文字」から「MJ+」に変更オ ルト」に変更フォントも「IPAmj明朝フォントも「AMJリリカーで整備するのである。」を使用する。 で整備するフォントは、帳票詳細要 件又は帳票レイアウトに個別に定める るMJ+フォントとする。」等の記 載が適切ではないか。	【回答】 第2回検討会で、データ要件・連携 要件にならい、別紙2-1を提示しま したが、本編が漏れていたことか ら修正する。 【方針】 ・「地方公共団体の基幹情報シス テムに係るデータ要件・連携要 件標準仕様書」の文字要件の文 字セット、文字コードに準拠す る。 ・他の標準準拠システムと同一の パッケージで構成する場合は、 そのシステムの文字要件に準拠 する。	本編P33 ⑤

## App) 本編 2帳票詳細要件

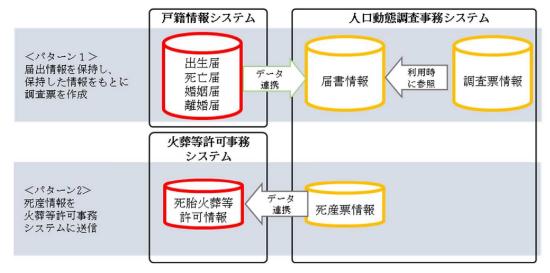
- ⑤ 帳票に印字する文字フォントは、帳票詳細要件又は帳票レイアウトに個別に定める場合を除き、「地方公共団体の基幹情報システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の文字要件の文字セット、文字コードに準拠する。また、他の標準準拠システムと同一のパッケージで構成する場合は、そのシステムの文字要件に準拠する。
- ⑥ 帳票に印字する文字サイズは、帳票タイトルを14ポイント、他の項目は11ポイントを基本とすること。 帳票によっては所定枚数に収める必要がある等の理由により教示文等の項目の文字サイズの縮小が必要 な個所は7ポイントを最小とする。
- ① システムから印字する各項目の文字数は、デジタル庁で定めるデータ要件のデータ項目の桁数が最大となる。⑥に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること

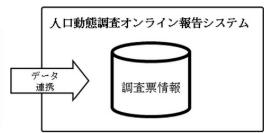
No.	照会内容	方針	標準仕様書案
12	連携先の他システムとして「戸籍 情報システム」「火葬等許可事務 システム」の記載があるが、「人 口動態調査オンライン報告システム」は必要ないか。業務フローに 「人口動態調査オンライン報告システム」の記載があるが、「ステム」の記載があるが、「ステム」は標準化対象外のためデジタル庁は連携要件を定めないと思われる。連携に関する考え方・概要の記載がある方が良いのではと考える。	【結論】 標準仕様書の記載内容を変更する。 【方針】 標準仕様書(本編)へ、人口動態 調査オンライン報告システムへの データ連携を記述する。	本編P25 (5) 他システムとの連携機能について

## App) 本編((8)他システムとの連携機能について)

## (5) 他システムとの連携機能について

基幹系業務等との他システム連携機能において、人口動態調査事務システムでは以下の2パターンが考えられる。





※外部システムの人口動態調査 オンライン報告システムに調 査票データ連携する。

図3-3 基幹系他システムとの連携イメージ